

報道関係者各位

平成25年 4月12日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成25年4月12日)、株式会社平岡組に対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

1 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業主名 株式会社 平岡組
- (2) 代表者氏名 代表取締役 河口 美香
- (3) 所在地 埼玉県久喜市久喜本 800 番地 96
- (4) 届出受理年月日 平成24年3月29日
- (5) 届出番号 特 11-302035

2 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第21条第1項の規定により、特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

株式会社平岡組は、労働者派遣法第6条第11号及び第12号に規定する欠格事由に該当するため。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（事業廃止命令等）

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 略

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 ～十号、略

十一号 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十二号 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者